

○引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 75,801 千円
 (歳出) 社会保障施策に要する経費 2,688,458 千円

(千円)

社会保障施策に要する経費		財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
・社会福祉総務費	311,065	90,941		501	8,770	210,853
・老人福祉費	591,398	41,699		76,875	16,674	456,150
・障害者福祉費	606,453	422,148		162	17,099	167,044
・母子福祉費	32,101	17,666		156	905	13,374
・児童福祉総務費	798,298	484,314		65,786	22,509	225,689
・児童措置費	349,143	259,081		1,404	9,844	78,814

○入湯税の使途状況について

(千円)

入湯税の使途	事業費	国県支出金	町債	その他	一般財源	
						うち入湯税
観光の振興	207,502	137,135	42,300	7,741	20,326	8,078

※入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税